

文政第 1334 号
平成15年 1月17日

沖縄本部カントリー株式会社
代表取締役 高橋 正明 殿

沖縄県知事
稲嶺 恵一

ベルビーチゴルフクラブ9ホール建設工事環境影響評価方法書
に対する知事意見

平成15年 8月20日付けで、みだしの環境影響評価方法書が沖縄県環境影響評価条例第6条第1項の規定に基づき送付されたところであるが、同条例第10条第1項の規定に基づき、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

(別 添)

ベルビーチゴルフクラブ9ホール建設工事環境影響評価方法書に対する知事意見

当該事業は、本部町字崎本部地内の既存ゴルフ場施設に、新たに9ホールの増設工事を行うものとして計画されているが、当該事業実施区域周辺域では、カラスバトやリュウキュウヤマガメ、イボイモリなどの国及び県指定の天然記念物をはじめとする貴重動植物種が多数確認されている。また、現況において、降雨時には、事業実施区域周辺から大小堀川を通り浜崎漁港へと赤土等の流出が起きている状況にある。

以上のことから、本事業に係る環境影響評価については、下記の事項に基づき方法書の内容に検討を加えて調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、可能な限り環境への負荷を低減化して環境の保全に万全の措置を講じること。

記

【全体的事項】

- 1 使用する肥料名、施肥時期、剤型等の施肥計画の具体的内容について記述すること。
- 2 赤土等流出防止対策施設については、造成に伴う集水域等の変化も考慮に入れた上で、より詳細な配置計画を立てること。また、仮設浸透池を設置するとしているが、現段階における設置予定地点で地下浸透率について調査を行い、その結果により浸透池または沈殿池を設置するのかについて検討すること。
- 3 土工量については可能な限り場内バランスを取り、新たな客土の購入を避けることによる工事関係車両数の低減化を図ることについても検討すること。
なお、客土を購入することになる場合には切土盛土の差し引き土量についても示した上で、現段階で予定している購入先及び土壌の成分検査結果を示した上で、客土による影響について予測・評価を行うかどうか検討すること。
- 4 排水計画図において、雨水排水と汚水処理水について区別されていないことから、より詳細な排水計画図を示すこと。

【大気環境関係】

- 5 大気環境の影響を受ける範囲については、現段階で予定している購入土の購入先の位置と資材搬入ルートを具体的に示した上で再度検討し、それに伴って調査・予測の範囲についても再度検討すること。
- 6 重機等からの排出ガスには、一酸化炭素、炭化水素類、硫黄酸化物、鉛化合物、ばいじんも含まれることから、使用する重機等からの排出量や燃料等を考慮して予測項目について再度検討するとともに、予測項目として選定しなかった大気汚染物質については、

その理由について示すこと。

7 大気質の予測条件について

- (1) 気象の状況の風向・風速については超過確率による解析についても行い、これを用いた予測についても行うこと。
- (2) 当該事業実施区域及びその周辺の地形が、丘陵地、台地及び山地からなっていることから、地形条件についても考慮すること。

- 8 本県は亜熱帯気候で夏季の期間が長く、また、この季節に観光客数が増加し交通量が増加することから、本県の地域特性として、夏季の環境騒音が最も大きくなると考えられる事も考慮し、騒音、振動の調査期間に夏季も追加すること。

【水環境関係】

9 赤土等による水の濁りについて

- (1) 当該事業実施区域が大小堀川の流域内にあり、大小堀川からは現状においても赤土等の流出が認められること等から、調査及び予測の手法の重点化を行うこと。
また、大小堀川の河口においても調査・予測地点を設定し、その結果から、海域においても影響があると考えられる場合は、海域についても予測範囲に含めて予測・評価を行うこと。
- (2) 調査・予測範囲については表流水の流域だけではなく、地下水の流域も考慮に入れた上で設定すること。
- (3) 降雨量状況の調査については、文献等の収集整理だけではなく、降雨時の河川の濁度等の調査と併せて現地調査を実施すること。

- 10 地下水の水質については、農薬等の影響以外にも、濁水の浸透による地下水の水質への影響も考えられることから、このことについても再度検討した上で、調査・予測の手法を見直すこと。

- 11 水象の調査項目に「土地利用状況の変化による地下浸透率及び地下水の変化等」の項目を追加すること。

【土壌環境関係】

- 12 土壌汚染に係る農薬については「科学的知見及び類似事例を参考に予測する」としているが、環境保全措置としての無農薬による管理・運営の方法やダズバン等の毒性の強い農薬使用を極力避けるなど施薬計画について十分検討した上で、必要最小限の使用量を算定し、予測・評価を行うこと。

【自然環境関係】

- 13 陸域生物及び生態系の調査範囲については、注目種や上位種の行動圏等をも考慮した上で、再度検討すること。
- 14 陸域生物及び生態系の予測については、可能な限り定量的な予測を行うこと。また、類似事例を参考に予測する際には、その規模等の事業特性、周囲の自然状況等の地域特性等について、当該事業や当該事業実施区域との類似性を示すこと。
- 15 陸域生物について
 - (1) 陸域生物の調査項目の昆虫類には、河川環境の指標生物としての水生生物についても含めること。
 - (2) 動植物の四季の調査を実施しない項目については、四季の調査を実施することを再度検討すること。また、四季の調査を実施しないとした場合、その理由について科学的に説明すること。
- 16 当該事業の実施により、丘陵地が増設部と既存部に囲まれるような形となり生態系の分断が懸念されることから、準備書においては、丘陵地の生態系の分断についても予測・評価すること。
- 17 当該事業の実施に伴う切盛土工や客土に含まれる卵などによってヤスデ類の異常発生などが考えられることから、土壌生物を調査項目として追加することを検討すること。
- 18 準備書においては、植栽にあたっての基本方針を示した上で、植栽に用いる樹種及び植栽位置等を示すこと。また環境影響評価の結果、貴重種等について移植を行うとした場合にあっては、移植対象種、移植方法、移植時期などの移植計画について示すこと。

【人と自然との豊かな触れ合い関係】

- 19 景観について
 - (1) 景観の調査・予測範囲については、事業実施区域周辺の地形の状況、水系の状況等、地形的要素等も考慮して再度検討すること。
 - (2) 景観資源の状況調査や視点場の設定については、名勝・景勝地等だけではなく、「眺め」に係る景観資源の価値、視点場の状況等についても考慮に入れた上で設定するとともに、調査及び予測の際には時間帯についても考慮すること。
- 20 人と自然との触れ合い活動の場について
 - (1) 人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス特性の変化については、資材搬入ルートを示した上で、調査・予測の範囲及び調査・予測地点を設定すること。

- (2) 歴史的・文化的環境については、指定文化財等に関する既存資料の調査だけではなく、現地でのヒアリング調査についても実施すること。

【環境への負荷関係】

- 21 廃棄物の調査項目には、廃棄物の処分状況だけではなく処理状況も追加し、調査方法には、最終処分場の状況の把握も追記こと。
- 22 工事中及び供用後の予測の手法は、発生する廃棄物の種類及び量のみでなく、リサイクル率も含めて予測評価すること。
また、排出される廃棄物については、適正に処理するよう準備書において示すこと。
- 23 供用後において事業系一般廃棄物の排出量を予測する場合は、市町村・組合の策定する一般廃棄物処理計画との整合性を図ること。

【その他】

- 24 当該事業実施区域付近では電照菊栽培が多いため、投光器を設置する際には電照菊栽培への影響を与えないような設置計画を検討したうえで、投光器による影響について予測・評価を行うかどうかについても併せて検討すること。